

官報

主要目次

政 令
○ 鉱工業貿易公団及び繊維貿易公団解散令の一部改正 二八一
省 令
○ 水先法施行規則の一部改正 二八二
告 示
○ 無線局承認 二八一
○ 無線局免許 二八四
○ 連合国財産の管理人解任 二八七
○ 鹿兒島信用金庫第六回増資附ハツビ定期預金の細目等 二八七
○ ストレプトマイシン基準の一部改正 二八八
○ シヒドロストレプトマイシン基準の一部改正 二八八
○ 栄養士養成施設指定 二八八
○ 精神衛生鑑定医指定 二八八
○ 昭和二十七年における大麻草の栽培区域及び栽培面積 二八八
○ 保安林解除(福岡県) 二八九
○ 自動車型式指定規則により、指定自動車製作者の名称を変更した旨の届出 二八九
○ 柳井柳町郵便局移転 二八九
○ 小型記念通信日附印を花巻郵便局等に使用する件 二八九
○ 直方都市計画公園及び同事業並びにその執行年度決定 二八九
○ 刑事補償法による補償決定 二九〇

政 令

御名 御璽
昭和二十七年一月二十一日
内閣総理大臣 吉田 茂

政令第六号

鉱工業貿易公団及び繊維貿易公団解散令の一部を改正する政令
内閣は、貿易公団法(昭和二十二年法律第五十八号)第八條第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

- 1 第五條に次の三項を加える。
2 清算人が、争のある債務を含むすべての債務の弁済に必要な財産を留保し、その残余の財産の国庫帰属について通商産業大臣の承認を受けたときは、その承認を受けた財産は、その承認があつた時に国庫に帰属する。
3 前二項の規定により公団を当事者とする訴訟の目的たる財産が国庫に帰属した場合に於ては、国は、当該訴訟を当然承継するものとす。
4 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)中訴訟手続の中断及び受審に関する規定は、前項の規定により国が訴訟を承継した場合に準用する。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。
法務総裁 木村篤太郎
大蔵大臣 池田 勇人
通商産業大臣 高橋龍太郎
内閣総理大臣 吉田 茂

省 令

運輸省令第三号

水先法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
昭和二十七年一月二十一日
運輸大臣 村上 義一

水先法施行規則の一部を改正する省令
水先法施行規則(昭和二十四年運輸省令第一号)の一部を次のように改正する。
第三條第二項第二号中「免許の停止」を「業務の停止」に改める。

告 示

電波監理委員会告示第六十四号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年一月二十一日
電波監理委員会委員長 富安 謙次
一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十日 第四一八二号
二 承認を受けた者 国家公安委員会
三 無線局の種類 基地局
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五 通信の相手方 国家公安委員会所属の岡山県内及びその周辺を移動範囲とする各陸上移動局
六 通 信 事 項 警察法第二條に規定する运营管理及び特に急を要する行政管理に關する事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日
八 設 置 場 所 岡山県和氣郡備前町西片上一八番地 東経一三四度一分 北緯三四度四分
九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 わけ F三 四三・六一Mc 水晶発振 リアクトランス管 五〇W
十 空中線の型式及び構成 垂直ダイポール
十一 運用許容時間 常時

電波監理委員会告示第六十五号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年一月二十一日
電波監理委員会委員長 富安 謙次
一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十日 第四一八三号
二 承認を受けた者 国家公安委員会
三 無線局の種類 基地局
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五 通信の相手方 国家公安委員会所属の岡山県内及びその周辺を移動範囲とする各陸上移動局
六 通 信 事 項 警察法第二條に規定する运营管理及び特に急を要する行政管理に關する事項

毎日文庫
明治二十五年一月二十一日
第三種郵便物認可

●電波監理委員会告示第七十号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年一月二十一日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十日 第四一八八号
二 無線局の種類 陸上移動局
三 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
四 無線局の相手方 国家公安委員会所属の岡山県内の各基地局
五 通信の相手方 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に關する事項
六 通信の事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に關する事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日
八 設置場所 移動局 岡山県内及びその周辺
移動範囲 岡山県小田郡笠岡町大字 東經一三三度三一分 北緯三四度三〇分
常置場所 岡山小田郡笠岡町大字 東經一三三度三一分 北緯三四度三〇分
九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
おだみなみいどう F三 四一七五Mc 水晶発振 位相変調 二五W
十 空中線の型式及び構成 ホイップ
十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第七十一号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年一月二十一日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十日 第四一八九号
二 無線局の種類 陸上移動局
三 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
四 無線局の相手方 国家公安委員会所属の岡山県内の各基地局
五 通信の相手方 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に關する事項
六 通信の事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に關する事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日
八 設置場所 移動局 岡山県内及びその周辺
移動範囲 岡山県内及びその周辺
常置場所 津山市田町三番地 東經一三四度〇〇分 北緯三四度〇四分
九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
とまだいどう F三 四一七五Mc 水晶発振 位相変調 二五W
十 空中線の型式及び構成 ホイップ
十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第七十二号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年一月二十一日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十日 第四一九〇号
二 無線局の種類 陸上移動局
三 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
四 無線局の相手方 国家公安委員会所属の岡山県内の各基地局
五 通信の相手方 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に關する事項
六 通信の事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に關する事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日
八 設置場所 移動局 岡山県内及びその周辺
移動範囲 岡山県内及びその周辺
常置場所 津山市田町三番地 東經一三四度〇〇分 北緯三四度〇四分
九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
とまだいどう F三 四一七五Mc 水晶発振 位相変調 二五W
十 空中線の型式及び構成 ホイップ
十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第七十三号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年一月二十一日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十日 第四一九一号
二 無線局の種類 陸上移動局
三 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
四 無線局の相手方 国家公安委員会所属の岡山県内の各基地局
五 通信の相手方 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に關する事項
六 通信の事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に關する事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日
八 設置場所 移動局 岡山県内及びその周辺
移動範囲 岡山県内及びその周辺
常置場所 岡山県和氣郡備前町 東經一三四度二一分 北緯三四度四四分
九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
わけいどう F三 四一七五Mc 水晶発振 位相変調 二五W
十 空中線の型式及び構成 ホイップ
十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第七十四号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年一月二十一日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十日 第四一九二号
二 無線局の種類 陸上移動局
三 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
四 無線局の相手方 国家公安委員会所属の岡山県内の各基地局
五 通信の相手方 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に關する事項
六 通信の事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に關する事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日
八 設置場所 移動局 岡山県内及びその周辺
移動範囲 岡山県内及びその周辺
常置場所 大宇串上郡高梁町 東經一三四度四八分 北緯三四度四八分
九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
じようほういどう F三 四一七五Mc 水晶発振 位相変調 二五W
十 空中線の型式及び構成 ホイップ
十一 運用許容時間 常時

七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日
八 設置場所 岡山県上野郡高梁町大字中之町二番地 東經一三三度三八分 北緯三四度四八分
九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
じようほういどう F三 四一七五Mc 水晶発振 位相変調 二五W
十 空中線の型式及び構成 垂直ダイポール
十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第六十六号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年一月二十一日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十日 第四一八四号
二 無線局の種類 陸上移動局
三 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
四 無線局の相手方 国家公安委員会所属の岡山県内及びその周辺を移動範囲とする各陸上移動局
五 通信の相手方 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に關する事項
六 通信の事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に關する事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日
八 設置場所 移動局 岡山県内及びその周辺
移動範囲 岡山県内及びその周辺
常置場所 岡山市上伊福九四六番地 東經一三三度五五分 北緯三四度四〇分
九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
おかやまいどう F三 四一七五Mc 水晶発振 位相変調 二五W
十 空中線の型式及び構成 垂直ダイポール
十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第六十七号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年一月二十一日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十日 第四一八五号
二 無線局の種類 陸上移動局
三 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
四 無線局の相手方 国家公安委員会所属の岡山県内の各基地局
五 通信の相手方 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に關する事項
六 通信の事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に關する事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日
八 設置場所 移動局 岡山県内及びその周辺
移動範囲 岡山県内及びその周辺
常置場所 岡山市上伊福九四六番地 東經一三三度五五分 北緯三四度四〇分
九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
おかやまいどう F三 四一七五Mc 水晶発振 位相変調 二五W
十 空中線の型式及び構成 垂直ダイポール
十一 運用許容時間 常時

十 空中線の型式及び構成 ホイップ
十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第六十八号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年一月二十一日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十日 第四一八六号
二 無線局の種類 陸上移動局
三 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
四 無線局の相手方 国家公安委員会所属の岡山県内の各基地局
五 通信の相手方 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に關する事項
六 通信の事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に關する事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日
八 設置場所 移動局 岡山県内及びその周辺
移動範囲 岡山県内及びその周辺
常置場所 倉敷市旭町六八六番地 東經一三三度四六分 北緯三四度三六分
九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
つくほいどう F三 四一七五Mc 水晶発振 位相変調 二五W
十 空中線の型式及び構成 ホイップ
十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第六十九号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年一月二十一日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十日 第四一八七号
二 無線局の種類 陸上移動局
三 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
四 無線局の相手方 国家公安委員会所属の岡山県内の各基地局
五 通信の相手方 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に關する事項
六 通信の事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に關する事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日
八 設置場所 移動局 岡山県内及びその周辺
移動範囲 岡山県内及びその周辺
常置場所 玉野市宇野町二八八四番地 東經一三三度五七分 北緯三四度二九分
九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
こじまいどう F三 四一七五Mc 水晶発振 位相変調 二五W
十 空中線の型式及び構成 ホイップ
十一 運用許容時間 常時

287 昭和27年1月21日 月曜日

官 報

第7508号

<p>◎大蔵省告示第百八号 連合財源の返還等に関する政令 (昭和二十六年政令第八号)第十三條第一項第一号の規定により、ジー・カ ルノー・エンド・コムパニー・リミテ ッド(神奈川県横浜市市中区本牧元町二 百十九番地)が有する左の財産に關する の管理人、朝日信託銀行株式会社(東 京都千代田区丸の内二丁目六番地)を 昭和二十七年一月十九日に解任した。 昭和二十七年一月二十一日 大蔵大臣 池田 勇人</p>		<p>◎大蔵省告示第百九号 割増金附貯蓄の取扱に關する法律 (昭和二十三年法律第四十三号)第三 條及び第五條の規定により、鹿島信 用金庫第六回割増金附ハッピー定期預 金の細目等を次のように定める。 昭和二十七年一月二十一日 大蔵大臣 池田 勇人</p>		<p>◎大蔵省告示第百十号 割増金附貯蓄の取扱に關する法律 (昭和二十三年法律第四十三号)第三 條及び第五條の規定により、東北銀行 第七回割増金附定期預金の細目等を次の ように定める。 昭和二十七年一月二十一日 大蔵大臣 池田 勇人</p>		<p>◎大蔵省告示第百十一号 割増金附貯蓄の取扱に關する法律 (昭和二十三年法律第四十三号)第三 條及び第五條の規定により、広島銀行 第十二回割増金附定期預金の細目等を次の ように定める。 昭和二十七年一月二十一日 大蔵大臣 池田 勇人</p>		<p>◎大蔵省告示第百十二号 割増金附貯蓄の取扱に關する法律 (昭和二十三年法律第四十三号)第三 條及び第五條の規定により、相馬村農 協第一回割増金附定期預金の細目等を次の ように定める。 昭和二十七年一月二十一日 大蔵大臣 池田 勇人</p>		<p>◎大蔵省告示第百十三号 割増金附貯蓄の取扱に關する法律 (昭和二十三年法律第四十三号)第三 條及び第五條の規定により、敷屋村農 協第一回割増金附定期預金の細目等を次の ように定める。 昭和二十七年一月二十一日 大蔵大臣 池田 勇人</p>	
<p>一 名 稱 大蔵大臣 池田 勇人 二 條 件 定期預金 (一)契約期間 六月 (二)預入金額 一口千円 (三)取扱の時期 昭和二十七年一月二 十日から同年二月 二十日まで</p>	<p>一 名 稱 大蔵大臣 池田 勇人 二 條 件 定期預金 (一)契約期間 六月 (二)預入金額 一口千円 (三)取扱の時期 昭和二十七年一月二 十日から同年三月 二十日まで</p>	<p>一 名 稱 大蔵大臣 池田 勇人 二 條 件 定期預金 (一)契約期間 六月 (二)預入金額 一口千円 (三)取扱の時期 昭和二十七年一月二 十日から同年三月 二十日まで</p>	<p>一 名 稱 大蔵大臣 池田 勇人 二 條 件 定期預金 (一)契約期間 六月 (二)預入金額 一口千円 (三)取扱の時期 昭和二十七年一月二 十日から同年三月 二十日まで</p>	<p>一 名 稱 大蔵大臣 池田 勇人 二 條 件 定期預金 (一)契約期間 一年 (二)預入金額 一口五百円 (三)取扱の時期 昭和二十七年一月二 十日から同年二月 二十日まで</p>	<p>一 名 稱 大蔵大臣 池田 勇人 二 條 件 定期預金 (一)契約期間 一年 (二)預入金額 一口五百円 (三)取扱の時期 昭和二十七年一月二 十日から同年二月 二十日まで</p>	<p>一 名 稱 大蔵大臣 池田 勇人 二 條 件 定期預金 (一)契約期間 一年 (二)預入金額 一口五百円 (三)取扱の時期 昭和二十七年一月二 十日から同年二月 二十日まで</p>	<p>一 名 稱 大蔵大臣 池田 勇人 二 條 件 定期預金 (一)契約期間 一年 (二)預入金額 一口五百円 (三)取扱の時期 昭和二十七年一月二 十日から同年二月 二十日まで</p>	<p>一 名 稱 大蔵大臣 池田 勇人 二 條 件 定期預金 (一)契約期間 一年 (二)預入金額 一口五百円 (三)取扱の時期 昭和二十七年一月二 十日から同年二月 二十日まで</p>	<p>一 名 稱 大蔵大臣 池田 勇人 二 條 件 定期預金 (一)契約期間 一年 (二)預入金額 一口五百円 (三)取扱の時期 昭和二十七年一月二 十日から同年二月 二十日まで</p>		
<p>等級 割増金 当せんの数 特等 一〇,〇〇〇円 一 一等 一〇,〇〇〇円 一 二等 一〇,〇〇〇円 一 三等 一〇,〇〇〇円 一</p>	<p>等級 割増金 当せんの数 特等 一〇,〇〇〇円 一 一等 一〇,〇〇〇円 一 二等 一〇,〇〇〇円 一 三等 一〇,〇〇〇円 一</p>	<p>等級 割増金 当せんの数 特等 一〇,〇〇〇円 一 一等 一〇,〇〇〇円 一 二等 一〇,〇〇〇円 一 三等 一〇,〇〇〇円 一</p>	<p>等級 割増金 当せんの数 特等 一〇,〇〇〇円 一 一等 一〇,〇〇〇円 一 二等 一〇,〇〇〇円 一 三等 一〇,〇〇〇円 一</p>	<p>等級 割増金 当せんの数 特等 一〇,〇〇〇円 一 一等 一〇,〇〇〇円 一 二等 一〇,〇〇〇円 一 三等 一〇,〇〇〇円 一</p>	<p>等級 割増金 当せんの数 特等 一〇,〇〇〇円 一 一等 一〇,〇〇〇円 一 二等 一〇,〇〇〇円 一 三等 一〇,〇〇〇円 一</p>	<p>等級 割増金 当せんの数 特等 一〇,〇〇〇円 一 一等 一〇,〇〇〇円 一 二等 一〇,〇〇〇円 一 三等 一〇,〇〇〇円 一</p>	<p>等級 割増金 当せんの数 特等 一〇,〇〇〇円 一 一等 一〇,〇〇〇円 一 二等 一〇,〇〇〇円 一 三等 一〇,〇〇〇円 一</p>	<p>等級 割増金 当せんの数 特等 一〇,〇〇〇円 一 一等 一〇,〇〇〇円 一 二等 一〇,〇〇〇円 一 三等 一〇,〇〇〇円 一</p>	<p>等級 割増金 当せんの数 特等 一〇,〇〇〇円 一 一等 一〇,〇〇〇円 一 二等 一〇,〇〇〇円 一 三等 一〇,〇〇〇円 一</p>		

昭和27年1月21日 月曜日 官 報 第7508号 286

◎電波監理委員会告示第百八十三号
関九無線局の周波数は、昭和二十六年七月二十四日変更した。
変更後の現状は、次の通りである。
昭和二十七年一月二十一日
電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第一一〇七号
二 免許人の名称 大洋漁業株式会社
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 大洋漁業株式会社所属船舶局、地方電気通信取扱局
六 通信事項 船舶の航行に關する事項、漁業通信
七 免許の有効期限 無期限
八 設置場所 関九(主たる停泊港 東京)
九 呼出符号 呼出名称 J M N E
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

主装置 A一、A二
補助装置 A一、A二
特殊設備 無線方位測定機 N M D I 一〇一型
十一 空中線の型式及び構成 T型、傾斜型
十二 運用許容時間 常時

◎電波監理委員会告示第百八十四号
第三大勝丸無線局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、昭和二十六年五月二日変更した。
変更後の現状は、次の通りである。
昭和二十七年一月二十一日
電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第一五五五号
二 免許人の氏名 大内庄八郎

主装置 A一、A二
補助装置 A一、A二
特殊設備 無線方位測定機 N M D I 一〇一型
十一 空中線の型式及び構成 T型、傾斜型
十二 運用許容時間 常時

◎電波監理委員会告示第百八十五号
第八手子后丸無線局の周波数は、昭和二十六年八月二十二日変更した。
変更後の現状は、次の通りである。
昭和二十七年一月二十一日
電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第一六一三号
二 免許人の氏名 木内常次郎
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 千葉縣無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
六 通信事項 船舶の航行に關する事項、漁業通信
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 所 第八手子后丸(主たる停泊港 波崎)
九 呼出符号 呼出名称 はちごうごきさまる
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

主装置 A一、A二
補助装置 A一、A二
特殊設備 無線方位測定機 N M D I 一〇一型
十一 空中線の型式及び構成 逆L型
十二 運用許容時間 常時

◎電波監理委員会告示第百八十六号
第九手子后丸無線局の周波数は、昭和二十六年八月二十二日変更した。
変更後の現状は、次の通りである。
昭和二十七年一月二十一日
電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第一六一三号
二 免許人の氏名 木内常次郎
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 千葉縣無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
六 通信事項 船舶の航行に關する事項、漁業通信
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 所 第九手子后丸(主たる停泊港 那珂港)
九 呼出符号 呼出名称 おうちさんごうたいしよりまる
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

主装置 A一、A二
補助装置 A一、A二
特殊設備 無線方位測定機 N M D I 一〇一型
十一 空中線の型式及び構成 逆L型
十二 運用許容時間 常時

Table with 2 columns: 区域 (Area) and 面積 (Area). Lists various prefectures and their corresponding areas.

次を通り製作者の名称を変更した旨届出があった。 昭和二十七年一月二十一日

新酒原 糸魚川郵便局 直方都市計画公園及び同事業並びにその執行年度を次のように定める。

その関係図書は、福岡県庁及び遠賀郡中間町役場に備えて置いて縦覧に供す。 昭和二十七年一月二十一日

叙任及び辞令 津島 壽一 フライピン共和国との賠償交渉のため

○大蔵省 昭27年1月16日 経済安定事務官 狩谷 亨一

●大蔵省告示第百十四号 割増金附貯蓄の取扱に関する法律

●大蔵省告示第百十五号 割増金附貯蓄の取扱に関する法律

●大蔵省告示第百十六号 割増金附貯蓄の取扱に関する法律

●厚生省告示第七号 ストレプトマイシン基準

●厚生省告示第八号 ジェトロストロプトマイシン基準

●厚生省告示第九号 栄養士法

291 昭和27年1月21日 月曜日 官 報 第7508号

Table of administrative notices and legal matters, including sections for '最高裁判所' (Supreme Court) and '官庁事項' (Official Matters).

昭和27年1月21日 月曜日 官 報 第7508号 290

Table of administrative notices and legal matters, including sections for '法務府公告' (Ministry of Justice Notice) and '官庁事項' (Official Matters).

第 7508 号

昭和27年1月21日 月曜日 官 報 第7508号 296

新発売 コピー複写器

特許庁御採用
法務庁御認可
戸籍謄本抄本複写

丸星機化工業株式会社

本社 東京都港区西芝浦三ノ二 電話三田(45)226 5616 3645~6
支社 大阪府西成区天下茶屋町二ノ五〇 電話天下茶屋(66)4185 4775
名古屋市中区南大津通り三ノ一 電話中(24)1625 3920



第二十二期決算公告
(昭和二十六年十一月二十五日現在)

貸借対照表

土地	九六三、四三三・七〇
建物	八七四、九九一・三三
機械器具	一七四、九九一・三三
備品	一、二五九、五八八・〇〇
原料製品	一、〇〇七、七五三・七四
貯蔵品	二、三九九、七六〇・〇〇
未収掛金	二、四五四、一五六・〇〇
未取掛金	七、七六〇、二六六・七三
受取掛金	三、一七五、七五三・〇〇
預取掛金	八、四六五、二二二・三四
現金	二、九八五、五三三・九三
手形	八六〇、七五六、三三九・七
合計	七、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

第四期決算公告
(昭和二十六年十月三十一日現在)

借方(資産の部)

現金	九、九二一、四〇〇・七
未収金	二、六〇〇、五六一・〇〇
前渡金	三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
立替金	二、三九〇、〇〇〇・〇〇
商品材料貯蔵品	二、三二七、五三二・七〇
法人税戻出金	二、八三一、六八〇・〇〇
保証金	一、四三三、五〇〇・〇〇
合計	二、九八五、五三三・九三

貸借対照表

土地	四、八九九、二一八・五〇
建物	二、〇一六、〇〇〇・〇〇
備品	三、六四八、八二八・五九
合計	九、三三三、〇四八・〇九

第六十四期決算公告
(昭和二十六年十一月三十日現在)

貸借対照表

現金	一、八〇〇、〇〇〇・〇〇
未収金	一、四〇〇、七五九・〇〇
前渡金	一、三三二、四二二・〇〇
立替金	一、四三三、二四四・六〇
商品材料貯蔵品	一、八五八、四七八・一〇
法人税戻出金	九、三三三、四九八・八六
保証金	一、四三三、五〇〇・〇〇
合計	九、三三三、四九八・八六

貸借対照表

土地	二、八二七、二九〇・八
建物	一、四八九、二七〇・〇
備品	一、四三三、五〇〇・〇〇
合計	五、七五〇、〇六〇・八

法文社版 昭和廿七年版
最新多彩の 画期的内容!

ポグット六法全書

末弘博士 編
小野博士 編

好評! 学習と法律 問題解決の 決定版!

★新商法 始め法令、参照条文と も総て一月現行法を以 て全面的に改訂し重要 法令八四件を収録全部 を新に設け、平和條約 を新に設け、平和條約 始め国際條規を収録 小野博士が特に執筆 司法官始めあらゆる公 務員試験の懇切な案内 を附す

★大特典 講和 新法令集(今夏) 贈呈

★国際法編
★法学入門
★受験案内

附事項索引
附参照条文

上製一〇五六頁装 定価三八〇円

東京・文京区富坂一 振替東京三三〇四〇番

昭和27年度 予算書

一般会計予算並びに同予算参照書
特別会計予算並びに同予算参照書
政府機関予算並びに同予算参照書

3部1組 B5判 1,600頁
頒布実費 1,500円 (送料実費)

本書は今次第13回国会提出のため大蔵省主計局にて作成したもので、特に各地方自治体、諸機関、図書館、その他一般において入手方を要望される向に因るため、国会提出後に同一品を頒布するものであります。

部数に限定がありますから至急下記え御発注下さい。

東京都新宿区市谷本村町
印刷庁業務部業務課
電話九段(33)350~9(直通4909)

第十九期決算公告
(昭和二十六年十月三十一日現在)

貸借対照表

土地	八、九二一、四〇〇・七
建物	二、〇一六、〇〇〇・〇
備品	三、六四八、八二八・五九
合計	九、三三三、〇四八・〇九

貸借対照表

現金	九、九二一、四〇〇・七
未収金	二、六〇〇、五六一・〇
前渡金	三、〇〇〇、〇〇〇・〇
立替金	二、三九〇、〇〇〇・〇
商品材料貯蔵品	二、三二七、五三二・七
法人税戻出金	二、八三一、六八〇・〇
保証金	一、四三三、五〇〇・〇
合計	二、九八五、五三三・九三

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一月 二百四十円 一部 九円
送料 郵費
公費 八割
但し、会社等解散減価を合併組織変更公告二件一回 千五百円
広告料 八割
ハガキ行 十七字印刷用 二百四十円
発行所 東京都新宿区市谷本村町一五
印刷 印刷局
電話九段(33)350~9(直通4909)
東京 九段(33)350~9(直通4909)